

仙台市土木工事における週休2日工事实施要領

(令和6年10月9日 都市整備局長決裁)

(趣旨)

第1条 この要領は、地域建設産業における週休2日確保に向けた意識涵養を目的として、仙台市が施行する土木工事の週休2日を推進する工事（以下「週休2日工事」という。）の実施にあたり、必要な事項を定めるものとする。

(適用要領等)

第2条 週休2日工事の実施にあたっての適用基準は、本要領に定めがあるものを除き、国土交通省における工事の週休2日の取得に要する費用の計上に関する各種通知（以下「国通知」という。）を適用するものとする。ただし、本市において別に定めのある場合等、これにより難しい場合については、この限りではない。

(定義)

第3条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 週休2日現場閉所適用工事 対象期間において、現場閉所により完全週休2日（土日）又は月単位で週休2日に取り組む工事をいう。
- (2) 週休2日交替制適用工事 対象期間において、現場閉所を行うことが困難な工事であり、技術者及び技能労働者が交替しながら、完全週休2日又は月単位で週休2日に取り組む工事をいう。
- (3) 現場 工事を施工する場所、工事の施工に必要な場所（詳細設計付工事における設計業務に係る内業を行う場所及び工場製作を含む工事における製作する場所を除く。）及び設計図書で明確に指定される範囲をいう。
- (4) 現場閉所 巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、発注工事単位で現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。
- (5) 現場施工 直接工事費（照査を行うための現場作業（足場設置等）を除く。）に計上されている現場作業を行うことをいう。
- (6) 準備期間 現場施工に先立って行う、労務、資機材の調達、調査、測量、設計照査又は現場事務所の設置等の期間であり、現場施工に着手した日の前日までの期間をいう。
- (7) 後片付け期間 現場施工が完了した日の翌日以後の測量、後片付け、清掃及び自主検査等の期間をいう。

(対象工事)

第4条 仙台市が発注する全ての工事を週休2日工事の対象とする。ただし、工事全体での現場施工の合計日数が5日以内と見込まれる工事は対象としない。

(発注方式)

第5条 週休2日工事の発注においては、原則として週休2日現場閉所適用工事により発注する。ただし、次のいずれかに該当する場合は、週休2日交替制適用工事により発注するものとする。

- (1) 工事内容を基に工期設定をする性質のものでない通年維持工事
- (2) 特命随意契約による緊急工事（緊急の必要により競争入札に付することができない工事）
- (3) 前2項に掲げるもののほか、社会的要請や現場条件の制約等により現場閉所を行うことが困難な工事

(除外規定等)

第6条 次の各号に示す事項については、国通知の定めによらず、当該各号の定めるところによる。

- (1) 対象工事及び発注方式に関する規定は適用しない。
- (2) 補正方法のうち、取組についての協議に関する規定は適用しない。
- (3) 適切な工期設定（条件明示）に関する規定は適用しない。
- (4) 公告文・入札説明書・特記仕様書等の記載に関する規定は適用しない。
- (5) 本市において別に定めがある場合を除き、工事成績評定に関する規定は適用しない。

(実施方法)

第7条 発注者は、週休2日工事の実施にあたり、特記仕様書に週休2日工事である旨及び週休2日工事の発注方式を明示するものとする。

- 2 発注者は、別紙に基づき工期設定を行うものとする。
- 3 受注者は、施工計画書において具体的な実施日等を記載した計画を添付し、発注者へ提出するものとする。

(実施確認)

第8条 受発注者は、国通知を参考に実施の報告及び確認を行う。

(積算方法等)

第9条 対象工事は、国通知で定める積算方法等を適用するものとし、発注方式毎に次の各号に定めるところによる。

- (1) 週休2日現場閉所適用工事 完全週休2日（土日）Ⅰ型の積算方法等による。
- (2) 週休2日交替制適用工事 完全週休2日交替制Ⅰ型の積算方法等による。

(委任)

第10条 国通知の適用時期（国通知が改定された際の当該改定通知の適用時期を含む。）その他この要領の実施に関し必要な事項は、技術管理室工事管理担当課長が別に定める。

附 則（令和6年10月9日）

- 1 この要領は、令和6年10月11日から実施する。
- 2 この要領の実施の日以後に策定又は改定した仙台市単価を用いて予定価格を算出した工事から適

用する。

（仙台市土木工事週休２日モデル工事実施要領の廃止）

- 3 仙台市土木工事週休２日モデル工事実施要領（令和２年７月 20 日仙台市設計基準策定委員会策定）は、廃止する。

（経過措置）

- 4 現に廃止前の土木工事週休２日モデル工事実施要領の規定により週休２日モデル工事として発注のなされた工事については、なお従前の例による。

附 則（令和７年10月6日改正）

- 1 この改正は、令和７年 10 月 6 日から実施する。
- 2 この改正の実施の日以後に策定又は改定した仙台市単価を用いて予定価格を算出した工事から適用する。

週休2日の工期設定の考え方

以下により適切な工期設定を行うこと。

1. 準備期間

準備に要する期間は、主たる工種区分毎に以下に示す準備期間を最低限必要な日数とし、工事規模や地域の状況、重建設機械の組立及び輸送等に応じて設定することとする。

ただし、工事内容を基に工期設定をする性質のものでない通年維持工事等については、この限りでない。

以下に記載がない工種区分については、最低30日を最低限必要な日数として、工事内容に合わせて設定することを基本とする。

工種	準備期間	工種	準備期間
河川工事	40日	舗装工事（修繕）	60日
河川・道路構造物工事	40日	共同溝工事	80日
海岸工事	40日	トンネル工事	80日
道路改良工事	40日	砂防・地すべり等工事	30日
鋼橋架設工事	90日	道路維持工事	50日
P C 橋工事	70日	河川維持工事	30日
橋梁保全工事	60日	電線共同溝工事	90日
舗装工事（新設）	50日	下水道工事	40日

2. 施工に必要な実日数

施工に必要な実日数は、歩掛の作業日当たり標準作業量から当該工事の数量を施工するのに必要な日数を算出する。その際、パーティ数は基本1パーティで設定することとし、施工箇所が点在する工事においても、1パーティによる施工を前提とした工期設定とする。ただし、工事全体の施工の効率性や完成時期などの外的要因も考慮の上、パーティ数を変更して良い。

3. 雨休率

休日（土日、祝日、年末年始休暇及び夏期休暇）及び天候等による作業不能日（降雨・降雪及びWBGT値が31以上の時間（日換算））の年間の発生率（雨休率）については、要領第10条の通知によるものとし、雨休率を見込んだ不稼働日数を算出する。

$\text{雨休率を見込んだ不稼働日数の算出方法} \quad \text{不稼働日数} = \text{施工に必要な実日数} \times \text{雨休率}$

4. その他の不稼働日

休日及び天候等による作業不能日以外の不稼働日数には、次のことを考慮する。

① 工事の性格の考慮

工事を行うにあたっては、その工事特有の条件がある。その条件によっては、その条件を考慮した工期設定を行う必要があり、その条件に伴う日数を必要に応じて加算する。

② 地域の実情の考慮

工事を行う地域によっては、何らかの理由（例：出水期、積雪期、地域の祭りなど）により施工出来ない期間等がある場合は、それに伴う日数を必要に応じて加算する。

③ その他

上記①、②以外の事情がある場合は、適切に見込むこと。

5. 後片付け期間

後片付け期間は、工種区分毎に大きな差が見受けられないことから、20日を最低限必要な日数とし、工事規模や地域の状況に応じて設定するものとする。